

フレックス工期による契約方式の一部見直し

平成26年5月から、施行しているフレックス工期による契約方式について、施工時期の平準化の更なる促進を図るため、下記の見直しを行います。

記

○見直し内容

- ① 余裕期間（落札予定日から着工期限日まで）を以下のとおり変更
変更前：60日以内
変更後：90日以内

- ② 前払い金の請求可能日を以下のとおり変更
変更前：着工日前に請求できない。
変更後：着工日の14日前の日以降であれば請求できる。

○適用

令和元年12月26日以降の入札公告から適用